平成３０年（フ）第６０号
金沢市鞍月東２丁目55番地　ヴィラージュアヴェニール　204号、従前の住所金沢市近岡町277番地８
債務者　木村　國夫
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３６１号
埼玉県和光市新倉１丁目３番58号　サンライフ岡田１―103
債務者　加藤　武史
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３６２号
埼玉県和光市新倉１丁目３番58号　サンライフ岡田１―103
債務者　加藤　麻美
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３７０号
さいたま市緑区大字中尾327番地
債務者　山本　明美（旧姓瀧）
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４１１号
埼玉県蕨市塚越２丁目12番12号
債務者　本橋菜穂子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１３号
山口県岩国市元町２丁目２番８号
債務者　藤井　裕之
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成３０年（フ）第１７号
山口県柳井市南町７丁目５番５号　高木アパート102号
債務者　松田千栄美
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成３０年（フ）第２３号
佐賀県唐津市二タ子１丁目４番11―232号
西唐津県営住宅
債務者　江里口弥生
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成３０年（フ）第１８９号
埼玉県越谷市蒲生３丁目９番５号
債務者　中島　清美
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１４１号
神奈川県秦野市本町３丁目13番11の306、前住所神奈川県秦野市元町６番19号　元町ハイツ　101号
債務者　水島　太平
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２６４号
神戸市北区有野台６丁目21番地　B27棟201号、従前の住所神戸市北区鹿の子台南町４丁目43番１号
債務者　出口　　勉
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３０２号
神戸市灘区宮山町２丁目１番９号
債務者　川端　元気
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１４号
山口市鰐石町１番３―303号　シティハイツ、前住所山口市小郡金堀町32番23―206号　ウッドヴィレッジⅢ
債務者　猪俣　宏輔
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１３号
千葉県木更津市畑沢南６丁目13番５号　Ａ棟
債務者　能條亜希子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成３０年（フ）第１５２号
神奈川県厚木市恩名１丁目７番12―202号
債務者　星　　有紀
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１１０号
神奈川県平塚市根坂間173番地の２　ウエストパークＢ―102
債務者　髙橋みゆき
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１０号
山形県最上郡大蔵村大字清水1524番地
債務者　佐藤　春恵
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
山形地方裁判所新庄支部